

第1部

全体計画

こども・子育て施策の推進

1 策定の趣旨

出生率の低下や未婚化・晩婚化などの影響により少子化が急速に進行し、共働き世帯の増加や核家族化、地域社会のつながりの希薄化、インターネット利用の拡大など、こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

岡山市では、こどもや子育て家庭の様々なニーズに対応するため、次世代育成支援法に基づく「岡山市子ども・子育て支援プラン2020」及び子ども・子育て支援法に基づく「岡山市子ども・子育て支援事業計画2020」を策定し、安心して子育てができる保育環境の整備や、こどもの健やかな育ちを支える施策を推進してきました。

その結果、保育の待機児童は解消することができましたが、保育の質の向上など保育環境の充実、放課後児童クラブの受け皿確保、いじめや児童虐待、貧困など困難な状況にあるこどもや家庭に対する支援、コロナ禍の影響などにより深刻化した子育て家庭の孤立など、依然として多くの課題があります。

国においては、令和5年4月にはこどもに関する様々な取組の基盤となる「こども基本法」が施行され、同年12月には、従来の「少子化社会対策大綱」・「子ども・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、こども基本法の理念に基づきこども施策を実施するための基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

このたび岡山市において、国の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、こども基本法に基づく「岡山市こども計画」を策定するにあたっては、「岡山市子ども・子育て支援プラン2020」及び「岡山市子ども・子育て支援事業計画2020」の改訂に合わせて、これらを包含する「岡山市こども計画」として一体的に策定することとしました。

この計画に基づき、今後も引き続き、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域社会などと相互に連携し、全てのこども・若者が健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができるように、そして、希望する誰もが安心してこどもを生き育てることができるように、こどもや若者、子育て世代への支援施策を総合的に推進していきます。

また、令和7年3月には、こどもの権利が社会全体で保障され、こどもが夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることを目的とした「岡山市こどもの権利に関する条例」が制定されました。この条例の趣旨も踏まえながら、本計画の施策に取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく岡山市のこども・子育て支援に関する総合的な計画であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の改訂に合わせて「岡山市こども計画」として一体的に策定します。

また、「子ども・若者育成支援推進法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の市町村計画、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画を含んでいます。

上位計画である岡山市の総合計画との整合性を図るとともに、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（岡山っ子育て条例）」の行動計画、「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）」など、関連計画との連携を図っています。なお、「第2部第1章 社会的養育の推進」は、岡山県と共同で策定した「岡山県社会的養育推進計画」と連動するものです。

第1部

第1章



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。ただし、こども計画に含まれる子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法に基づき令和11年度までの5年間とします。

また、施策の実施状況の評価等により変更の必要が生じた場合は計画の見直しを行うこととします。

4 計画の対象

こども基本法では、「こども」は、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないように「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

また、こども大綱においては、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね18歳まで）、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）に分けてライフステージ別に重要事項が示されています。

これを踏まえて、本計画においては、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支援ができるように、おおむね30歳未満のこども・若者とその家族、教育・保育施設、学校、事業者、行政、地域社会などを計画の対象とします。

なお、内包している子ども・若者育成支援推進法に基づく「岡山市子ども・若者計画」における施策の一部については、おおむね30歳代までとします。

本計画においては、平仮名表記の「こども」を使用することとしますが、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞などについては、平仮名表記以外を用いています。

また、「若者」については、思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なる部分がありますが、思春期以降の年代を指すことを明確にする場合などは「若者」を用いることとします。

こども・若者と子育て世代を切れ目なく社会全体で支えていきます。



妊娠期

(誕生前)



乳幼児期

(0歳～就学前)



学童期

(小学生)



思春期

(中学生から
おおむね18歳)



青年期

(18歳以降から
おおむね30歳※)

※施策によっては30歳代まで

5 基本理念

こども・若者が輝き、安心して子育てができるまちづくり

全てのこども・若者は、生まれながらにして権利を持つ主体であり、その多様な人格・個性や権利を尊重することは、こどもや若者、子育て支援に関わる施策を進めるうえで基盤となるものです。こども・若者が年齢や発達に応じて意見を表明したり、社会の様々な活動に参画したりしながら、ひとしく健やかに成長できることは、一人ひとりのこども・若者とその家庭の幸せにつながっていきます。

また、少子化が大きな社会問題となる中、個人の多様な価値観を尊重することを前提として、若い世代が人生の様々な選択肢の中から、自らの自由な意思決定により結婚や出産を望む場合に、その希望が実現するように社会全体で支えていくことは、豊かで活力ある社会を維持していくうえで重要です。

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期までの成長過程において、家族や友人、教職員、地域のおとななどの他者や地域社会とのかかわりの中で、困ったときには周囲のおとなのサポートを受けながら、発達段階に応じて多様な体験や学びを積み重ね、生きる力を育んでいきます。

若者は、青年期において進学や就職などで専門性や職業能力を身に付け、様々な悩みや葛藤を経験しながら、社会の担い手として生活の基盤を確立し、自らの希望に応じて将来のライフプランを選択していきます。

こども・若者が自分らしく円滑な社会生活を送ることができるようになるためには、保育、教育、居場所づくり、保健、医療、福祉、就労、結婚など、ライフステージに応じた切れ目ない支援を、こども・若者の視点に立って進めていくことが必要です。

岡山市は、こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の基本的方針を踏まえ、こども・若者の声を聴き、今とこれからの最善の利益を図り、全てのこども・若者が健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に将来にわたり幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるように、そして、希望する誰もが安心してこどもを生み、子育てに伴う喜びを感じながら育てることができるように、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域社会などとの協働により社会全体で支えていきます。

6 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき設置している「岡山市子ども・子育て会議」において、こども基本法に基づく関係機関・団体等の有機的な連携を確保する機能を担い、岡山市におけるこども施策の適正かつ円滑な実施を図ります。なお、委員は、公募市民、こどもの保護者、経済団体、労働者団体、保健福

社団、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、教育・保育事業者及び学識経験者などで構成されています。

また、関係部署で構成するこども施策に関する庁内の推進会議において年度ごとに事業の進捗状況等を把握し、「計画」(Plan)→「実行」(Do)→「評価」(Check)→「見直し」(Action)を繰り返す「PDCAサイクル」の考え方に基づいた進行管理を行うことで、総合的かつ円滑なこども施策の推進を目指します。

加えて、こどもや若者、子育て当事者等からの意見を聴取するとともに、議会、各分野における専門的な知識を持つ有識者及び関連団体等からも適宜、多様な意見を聴取しながらこども施策の一層の推進に努めます。

なお、計画の進捗状況については、毎年度、評価指標・数値目標の進捗に加えて主な事業の取組状況をホームページ等において公開します。

SDGsの推進

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月に行われた国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

岡山市こども計画の施策を推進することにより、SDGsの目標達成につなげていきます。

